

大町市生け垣緑化促進事業補助金交付要綱

○大町市生け垣緑化促進事業補助金交付要綱

令和4年3月30日

告示第64号

改正 令和6年3月28日告示第53号

大町市減災対策生け垣緑化促進補助金交付要綱（平成24年告示第68号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、緑化促進による良好な生活環境の形成を図るため、生け垣を新たに設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大町市補助金等交付規則（平成8年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「生け垣」とは、樹高がおおむね均一な樹木を用いて、1メートル当たり2本以上の間隔で列植するものをいう。

（補助対象）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項に規定する都市計画区域内に存在する土地（国、県その他公共団体の土地を除く。次項において同じ。）の所有者又は使用者とする。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、都市計画区域内に存在する土地に新たに生け垣を設置するものとする。

3 補助金の交付は、一体として使用している土地について1回限りとする。

（交付の条件）

第4条 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

（1）生け垣として植栽する樹木が健全であり、2種類以内であること。

（2）生け垣として植栽する樹木に、ビャクシン類が含まれていないこと。

（3）生け垣の樹木の高さはおおむね0.8メートル以上とし、設置する生け垣の総延長は、3メートル以上とすること。

（4）道路の幅員が4メートル未満の公の道路に面した箇所に生け垣を設置する場合は、道路中心線から2メートル以上後退させ、設置すること。

（5）生け垣の前面に、縁石、擁壁等の構造物を設置する場合は、構造物等の高さを0.4メートル以下とすること。

（6）補助金の額の確定した日から5年間は、生け垣を撤去しないこと。

（7）前号に規定する期間内に生け垣の樹木が枯れた場合は、枯れた樹木と同等程度の樹木を速やかに補植すること。

（8）生け垣の樹木の枝等が隣接地へ影響を及ぼさないよう、適正な維持管理をすること。

（対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、生け垣の設置に要する経費（土、肥料、樹木を支えるための柵等を設置する場合の経費を含み、縁石、擁壁等の構造物を設置する場合の経費を除く。）とする。

2 補助率は、補助金の対象となる経費の2分の1とし、50,000円を限度とす

大町市生け垣緑化促進事業補助金交付要綱

る。

- 3 前項で得られた補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、生け垣緑化促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 生け垣設置箇所の位置図
- (3) 生け垣設置の計画図
- (4) 生け垣設置に要する材料費又は工事費の見積書の写し
- (5) 生け垣設置箇所の写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、規則第4条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、生け垣緑化促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請をした者に通知するものとする。

(事業の内容の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、生け垣緑化促進事業変更承認申請書(様式第3号)に、当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、生け垣緑化促進事業変更承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、生け垣緑化促進事業中止届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、生け垣緑化促進事業実績報告書(様式第6号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業に要した経費の領収書の写し
- (3) 工事箇所の施工前及び施工後の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、規則第13条の規定により補助金の額を確定したときは、生け垣緑化促進事業補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

大町市生け垣緑化促進事業補助金交付要綱

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに、生け垣緑化促進事業補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の大町市減災対策生け垣緑化促進補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた者については、この要綱の規定により補助金の交付を受けた者とみなす。

附 則 (令和6年3月28日告示第53号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。